

伊豆韋山江川文庫調査報告

峰 岸 秀 雄

「御用済方控」と記された、紙数四枚に綴られた文書が、市史編さんの過程で旧福生村の名主家から発見された。

これによると寛政八年（一七九六）に、宝藏院の施餓鬼に立合わなかつたと言うことで、住職仙明から名主四人及び清岩院、長徳寺の二ヶ寺を相手取り、ときの寺社奉行脇坂淡路守へ出訴、同奉行所より、同年八月二十一日仙明が差紙を持参、同九月十五日差日につき出府したとある。

この一件関係の史料が当時この地域の代官であつた江川太郎左衛門家の史料の中にあるのではと、国立国文学研究資料館史料館に連絡をとったところ、「江川文庫」として目録があるとのことで、調査のため、昭和六十二年十一月十日史料館行き、目録を閲覧した。江川文庫には約一万点の史料があり、うち約四千点がコピー焼されてあるためその中から福生に関係するものを選び出す訳である。第一日

目は目的達成ならず、二回目同月二十日の再調査で鮎・農兵関係の史料が見つかり、撮影に入るが、直接福生に係わるものはみられなかつた。三回目は十二月一日、この日、前述の施餓鬼一件に係わる史料が見い出された。が残念なことにコピー焼はなかつた。そこで原文書の所蔵されている伊豆韋山の江川文庫の調査を実施することになり、師走に入つた十二、十三の両日静岡県韋山町の江川文庫を訪れた。私達調査班八人は、江川文庫を管理しておられる県立三島北高等学校の仲田正之先生のご好意で江川邸の塾の間で文書の筆写、写真の撮影を行なつた。この塾の間は、幕末から明治にかけて活躍した井上馨、黒田清隆、大山巌等多くの人達が学んだ部屋で十八畳敷である。

江川文庫に残されていた施餓鬼関係文書は冒頭で述べたように、寺社奉行に訴えたものであるが、寺社奉行から

ときの代官であった伊奈友之助に吟味するよう差戻されたものである。これが引継がれて江川家に残ったものである。

訴訟方仙明の言い分は、相手清岩院は出家に似合わない不埒があり、寺を退き、数年信州に住んでいたが、詫び人があり再住の際、仙明が祝義の挨拶を無視したのを遺恨に思い、例年しきたりとして行なっている施餓鬼に、清岩院、長徳寺ならびに名主四人が村内の者共の参加をも押さえ、そのうえ祈願の旦那である村人三人の「釜注連」の幣束切其外の祈禱などへも理不尽を致し、宝蔵院祈願の旦那までも奪い取つたと言うものである。

相手二ヶ寺の申立ては、郷例施餓鬼と言うのは宗法にはなく、諸靈菩提のための修法で伝來のものであり、他宗にかかるものではなく、従つて真言宗である宝蔵院の施餓鬼に立合ういわれはなく、手すきのときに手伝いに行き、また幣束切の祈禱等も二ヶ寺ではなく、また名主四人の申立ても施餓鬼と言うのは名主役には関わりなく、旦那寺でもなく名主が参加しなくても施餓鬼修行には差しつかえなく、小前の者たちへも参加を差留めたことなどまったくない。

さらに清岩院の申立ては、清岩院は修行の行脚に出ていて、信州諏訪の温泉寺で修行していた。その時師匠大京が病気になつたという。飛脚が来たがすぐには帰れず、日数がたつてしまつた。それゆえ、急ぎ帰つて来たが師匠は憤り対面出来なかつた。が、そこは師弟の間柄ゆえ詫をいれ

事を済ました。村内でも清岩院の不埒など聞いたことがなく、仙明が福生村に来る以前のこととうわさに聞いて、とりとめもなく訴状に書きのせたのではないか。これが、二ヶ寺及び名主たちの言い分である。

代官所で双方の言い分を吟味中、扱人二人が中に入り施餓鬼と言うのは郷例ではなく、各寺とも手すきのときには手伝いに行つてゐる筈であり、名主たちも役儀ではなく参詣なども致し、また村人三人の「幣束切」の祈禱などもそれぞれの祈禱寺社でうけていて、祈願旦那を奪い取ることなどはまったくない。以上のようなわけで扱人が貰いうけ双方が熟談いたし、内済に致し済口証文を提出したいといふことなので、内済にしてもよいか、済口証文を添えて伊奈友之助が寺社奉行に提出した伺い書である。訴状は現存しないが、済口証文が残つてゐる。

以上簡単であるが調査の報告と資料の紹介をさせていただいた。また突然の調査にもかかわらず、快く史料を閲覧させて下さった江川文庫の仲田先生には、この場をかりて感謝申上げたい。

(みねぎし・ひでお 福生市史近世調査員 熊川在住)